
公益財団法人日本知的障害者福祉協会

令和8年度 事業計画

本会は、障害のある人の望む暮らしの実現を目指し、障害福祉施策の向上につながる要望活動や居住支援の在り方に関する提言等を行うほか、支援の質の向上のための各種取り組みを推進している。

一方で、超少子高齢社会を背景に、障害福祉事業所では人材の確保と育成が急務となっており、さらに昨今の物価高騰と賃金の上昇等が事業所の運営に大きな影響を与えている。

また、虐待の根絶、支援の質の向上、障害福祉サービス等報酬改定への対応や、いわゆる「2040年問題」をはじめとする地域社会の変容の中での対応など多様な課題に対応する必要が生じている。

特に障害者支援施設については、令和7年度に「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会報告書」に記載された事項の実現に向けて、実践に基づく具体的な提案が求められている。

これらを踏まえ、令和8年度においては以下の通り、障害のある人が生涯にわたり地域で安心して暮らせる仕組みづくりを基本方針として、役員をはじめ会員相互の緊密かつ有機的連携のもと、協会組織が一体となって事業・活動を推進し、知的障害福祉の一層の充実を図るものとする。

<基本方針>

- 障害福祉サービス等事業者は、利用者が地域で安心・安全な生活を送ることができるよう、質の高い支援の提供に努めなければならないが、未だ障害福祉従事者による虐待件数は増加しており、凄惨な虐待事案が報道されるなど厳しい現実があることから、社会福祉法人が運営する施設・事業所を会員とする本会が先頭に立って虐待の根絶に向けた取り組みを推進する。
- 令和9年度からの第8期障害福祉計画及び第4期障害児支援計画を作成するための基本指針が示され、本会が提案してきた居住支援の在り方の方向性や令和7年度にまとめられた障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会報告書に記載された事項等が盛り込まれた。令和9年度報酬改定において、これらの記載内容が実現するよう、国に対して働きかけを行うとともに、グループホームや日中活動の在り方を含め、居住支援全体を視野に入れた提言等を行う。
- 障害福祉サービスの提供のためには、良質な職員の確保・育成・定着が基本となることから、障害福祉の現場で働く職員の処遇改善は喫緊の課題である。障害福祉事業所における処遇改善については令和8年度報酬改定の検証とともに令和9年度報酬改定においても強く要望する必要がある。
- 障害福祉サービス等報酬については、インフレ局面における物価高騰や賃金の上昇に適時対応できるよう、毎年の物価や賃金の上昇率に連動する仕組み（賃金スライド制や物価スライド制）の導入を目指し、関係団体と連携して国への一層の働きかけを行う。
- 少子高齢・人口減少社会の課題が顕在化するなか、国においては「2040年に向けたサー

ビス提供体制のあり方に関するとりまとめ」が令和7年7月に行われたところである。中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保や、人材確保、地域における包括的な支援体制の構築に向けた検討状況等を注視するとともに、関係する事項について必要な検討と提言等を行う。

- 今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会の報告書（案）がまとめられ、障害児入所施設を取り巻く諸課題と今後の方向性等が示された。本報告書に記載された内容の実現と障害児支援施策の更なる充実に向けて検討を重ね国に働きかけていくこととする。
- 令和6年4月の児童福祉法改正により、児童発達支援センターは地域における障害児支援の中核拠点として位置づけられたことから、児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核拠点としてその機能を十分に発揮できるよう、働きかけを行う。
- カスタマーハラスメント防止のために必要な措置を講ずることを事業主に義務付ける法改正が令和8年10月に施行される。障害福祉の支援現場における対応困難な事例に対する適切な対応は、働きやすい職場環境の整備や人材の確保・定着等との関連が深く、安定したサービス提供の維持に不可欠であることから、会員施設・事業所における取組みに資するための活動を行う。

I. 事業・活動の推進にあたっての具体的な取り組み

1. 障害のある人がどこで暮らしていてもその人らしい暮らしを実感できる支援の実現とサービスの質の確保に向けた報酬改定への対応

(1) 令和9年度障害福祉サービス等報酬改定への対応

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定が、サービスの質の確保につながる改定となるよう、国の検討状況を把握し、政策委員会を中心に地区会・部会の意見集約や報酬改定検討チームへの対応を行うとともに、適宜必要な要望や提言を行う等、迅速かつ適切な対応を図る。

(2) 障害福祉サービスの質の確保・向上に向けた検討と提案

様々な形態のサービス提供事業者が増加する中、利用者個々のニーズに応じた専門性の高い良質なサービスの提供が求められていることから、障害福祉サービスの質の確保と向上のため、実践に基づいた提案に向けた検討を行う。

(3) 障害のある人がどこで暮らしていてもその人らしい暮らしを実感できる支援の実現に向けた取り組み

これまで本会が提言してきた居住支援の方向性についての内容や、令和7年度にまとめられた障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会の議論のとりまとめに記載された事項について、その実現に向けて本会として実践事例を収集し共有するとともに、障害のある人がどこで暮らしていてもその人らしい暮らしが実感できる支援と制度の実現に向けて、国に対して働きかけを行う。

2. 物価・賃金高騰への対応及び事業運営の安定化への検討と国等への働きかけ

(1) 物価や賃金の高騰に対応するための国等への継続的な働きかけ

物価高騰と企業の賃上げ基調が見込まれる中、安心・安全かつ質の高い障害福祉サービスを安定的に継続して提供することができるよう、引き続き、物価や賃金の高騰に対

応するための継続的な要望活動を行う。

なお、毎年物価や賃金の上昇率に連動した報酬とする仕組み（賃金スライド制・物価スライド制）の導入が望まれることから、関係諸団体と連携を図り効果的な要望活動等を行う。

（２）障害福祉サービス事業所における業務効率の向上に向けた取組みの推進

質の高い支援の効率的な提供と障害福祉現場の職場環境の改善に向けて、各種福祉機器及び ICT や AI 等の活用事例の収集を図るとともに、障害福祉サービス事業所における事務処理負担の軽減のため、必要な提言や要望を行う。

また、本会が実施する各種調査の電子化に向けた検討を進めるとともに、報告書のオンライン公開等を行うこととし、回答者の負担軽減と情報共有の迅速化を図る。

3. 虐待の根絶及び障害のある人の権利擁護と意思決定支援の更なる推進

（１）障害者虐待の根絶と障害のある人の権利擁護意識の醸成のための取組みの強化

福祉施設従事者による虐待の根絶に向けて、本会の『倫理綱領』並びに『職員行動規範』を改訂し、広く会員に周知する。

虐待・権利侵害の根絶に向けて、継続して事案と背景の検証・分析を進めるとともに、会員施設・事業所における虐待防止の取組みの実効性を高めることができるよう、働きかけを行う。

（２）意思決定支援の取組みの強化と推進

障害のある人の支援に従事する職員が意思決定支援についての理解を深め、支援現場における意思決定支援の取組みを強化するため、令和7年度に引き続き、意思決定支援を推進するための研修会を開催する。

4. 良質な障害福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組みの強化

（１）良質な障害福祉人材の確保のための取組みへの支援の推進

障害福祉サービス事業所が良質な障害福祉人材を確保できるよう、福祉の仕事の魅力発信を行うとともに、人材確保の取組みに対する支援の充実等について、国等への働きかけを行う。

また、求人ポータルサイトが積極的に活用されるよう、継続して周知・広報を行い人材確保に向けた取組みを推進する。

（２）事業所職員の育成と質の向上に向けた取組みの強化

障害福祉サービス事業所における人材の育成と支援の専門性の向上に向けて、本会が実施する各種の研修会等への参加を促すとともに、知的障害を理解するための基礎講座、知的障害援助専門員、知的障害福祉士、社会福祉士養成等の通信教育の受講を促進するための取組を行う。

月刊誌『さぽーと』等で先駆的な支援の事例やより良い取組み事例を紹介するなど、質の高いサービスの提供に向けた情報発信と啓発等を行う。

また、新任職員の基礎研修や専門性の向上等、施設・事業所内における人材育成等に資するための「オンデマンド研修動画」について更新を行う。

5. 社会福祉法人等を取り巻く諸課題及び社会福祉法改正等への対応

令和8年に予定されている社会福祉法等の改正及び関連施策等の見直しに向けて必

要な提言等を行う。

あわせて、少子高齢・人口減少社会への諸課題への対応として、2040年に向けた福祉サービスの提供体制の在り方等に関する国の政策動向等を踏まえ、国の検討会等への参画等を通じ、必要な提言・要望等を行う。

6. 障害福祉施設・事業所のマネジメント向上のための取り組み

- (1) 障害福祉施設・事業所のリスクマネジメントの推進のため、リスクマネジャー養成研修の充実を図る。
- (2) 障害福祉施設・事業所におけるカスタマーハラスメント防止法の施行への対応
カスタマーハラスメント防止のために必要な措置を講ずるよう事業主に義務付ける法改正が令和8年10月1日に施行予定であることから、事業所における対応困難な要求等の事例と対応例を収集し、共有を図ることで、職員が安心して利用者支援に専念できる職場環境の整備等について検討し、会員施設・事業所での取り組みに資する。

7. 知的障害者の理解の促進のための社会啓発活動の実施

- (1) 障がい福祉ふれあい作文コンクールの実施
日本の将来を担う子どもたちの障害者に対する正しい理解と障害福祉の輪を広げるための活動として、体験作文の募集と優秀作品の表彰を行うための事業「全国小・中学生障がい福祉ふれあい作文コンクール」を実施する。
- (2) 本会実施事業と各種催事への協力を通じた啓発
国民に広く知的障害福祉についての関心と理解を深めるため、知的障害を理解するための基礎講座や作文コンクールの開催等により、知的障害福祉の広報・啓発活動に努める。また、他団体等が実施する文化・スポーツ・芸術等の催事への協力を通じて知的障害福祉の啓発に努める。

8. 災害発生時の迅速な支援に向けた連携体制の構築

地震、暴風、豪雨、洪水、高潮、その他の自然災害等もしくは予期せぬ感染症の蔓延等により被災等した施設・事業所への救援と復旧・復興への支援活動を行う。被災地への人員の派遣、支援物資の発送、見舞金の送金等、関係団体との連携、調整を図りながら、迅速な支援活動を行うため、災害時の支援体制の構築に向けた連携体制を構築する。

9. 地区会・地方会との連携

全国会長・事務局長会議等を通じ、地区・地方会相互の連携と活動の調整等、緊密かつ有機的な連携を図る。

政策委員会、権利擁護委員会、支援スタッフ委員会をすべての地方会に設置するよう働きかけるとともに、本会と地区会・地方会が連携した取り組みを強化する。

10. 部会活動

各部会が所管する事業に関する諸課題等を検討し、意見集約等を行う。また、各部会間にあっては、施設・事業種別を超えた共通課題への相互理解と緊密な連携により、諸課題の解決に対応する。

- ① 児童発達支援部会（障害児入所支援、障害児通所支援、保育所等訪問支援、居宅訪問

- 型児童発達支援)
- ② 障害者支援施設部会（障害者支援施設）
 - ③ 日中活動支援部会（生活介護、療養介護、自立訓練、地域活動支援センター）
 - ④ 生産活動・就労支援部会（就労継続支援 B 型、就労継続支援 A 型、就労移行支援、就労定着支援、就労選択支援）
 - ⑤ 地域支援部会（共同生活援助、自立訓練（宿泊型）、自立生活援助、福祉ホーム、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援）
 - ⑥ 相談支援部会（相談支援事業、就業・生活支援センター、重度障害者包括支援）

1 1. 委員会活動

今年度の各委員会の活動は以下に沿って行うとともに、会長の諮問等に応じて必要な検討等を行う。また、各委員会間の調整と情報共有のため、委員長連絡会議を開催する。

① 政策・研究部

ア. 政策委員会

今後の障害福祉制度の充実に向けて具体的な検討と提言を行う。地方会ならびに各部会・委員会等との連携のもと、令和 8 年度障害福祉サービス等報酬改定（期中改定）後の状況についての現状把握と検証等を行うとともに、令和 9 年度報酬改定に向けた要望書やヒアリング資料の作成等、必要な対応を行う。あわせて、物価高騰や企業における賃上げ等の動向を踏まえ、安定的な人材の確保・定着を図るため、国への要望活動等有効な働きかけ等を行う。

イ. 調査・研究委員会

毎年実施している「全国知的障害児者施設・事業実態調査」の実施、分析、報告を行う。回答者の負担軽減と調査結果の迅速な公表に向けて電子媒体での調査の実施について検討を行うとともに、より有効なデータを集積できる調査となるよう精査する。

さらに、政策委員会と連携し、政策提言に必要な調査を実施し、今後の政策研究・政策提言等の基礎資料に資する。

また、2013 年に刊行した『知的障害者のためのアセスメントと個別支援計画の手引き』の改訂の必要性について検討を行うとともに、当該書籍と連動している利用者支援・業務管理システム『福祉協会 ASP』の見直しについて検討する。

② 総務部

ウ. 権利擁護委員会

知的障害のある人たちの権利擁護と虐待の根絶に向け、昨年度に引き続き、本会の「倫理綱領」並びに「知的障がいのある方を支援するための行動規範」の改訂を行い、会員への周知と積極的な活用に向けて取り組む。

また、本会会員施設・事業所で発生した虐待の傾向や環境要因等を把握するため、会員準則に基づき地方会会長が本会へ報告を行う際の「利用者への権利侵害等の発生状況報告書」の様式の見直しを行う。

エ. リスクマネジメント委員会

施設・事業所における事故防止に向けた対応や事業所のコンプライアンス及びリスクマネジメント体制を強化するための「リスクマネジャー」の養成研修を実施する。

また、昨年度実施した「施設・事業所における対応困難な要求に関する調査」で得られた結果をもとに、職員が安心して利用者支援に専念できる職場環境について検討し、報告する。

オ. 支援スタッフ委員会

直接支援に携わる支援スタッフの視点から、意思決定支援に関する研修会を実施するとともに、知的障害のある人たちの意思決定支援の支援現場への浸透に向けた検討を行う。さらに、各地区・地方会においても支援スタッフを中心とした意思決定支援の取り組みが行えるよう検討する。

また、各地方会における支援スタッフ委員会の設置とネットワークの構築に努め、活動の活性化に努める。

③事業部

カ. 編集出版企画委員会

月刊誌『さぽーと』を中心とした編集出版企画を行い、支援員等の資質向上及び国民の知的障害福祉に対する理解の促進を図る。

キ. 人材育成・研修委員会

通信教育の運営、施設・事業所等職員の人材育成・資質向上及び施設・事業所職員研修会等の企画・調整を行う。また、受講生にとって学びやすい環境となるよう、オンライン学習の活用等の検討や、講座の内容の再確認等を行う。

- ・知的障害援助専門員養成通信教育（第56期）の運営
- ・知的障害援助専門員養成通信教育テキストの見直し
- ・知的障害福祉士認定講習会・試験の実施
- ・知的障害を理解するための基礎講座の実施（年2回）
- ・受講生の獲得に向けた検討
- ・その他協会が実施する研修会の企画等への協力

12. 社会福祉士養成所

社会福祉士国家試験受験資格の取得のための通信教育「社会福祉士養成所〔通信課程〕」の運営を行う。

- ・第37期（2年次）及び第38期（1年次）の運営
- ・国家試験対策の充実
- ・教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）への対応
- ・受講生獲得に向けた検討

II. 令和8年度の事業実施項目

1. 組織強化

- ① 日本知的障害者福祉協会及び地区会・地方会の組織の充実、強化
- ② 部会・委員会組織の充実と連携・強化
- ③ 地区会・地方会との連携強化、全国会長・事務局長会議の開催

2. 政策提言・対外活動

- ① 国家予算対策及び障害福祉関係施設・事業等の運営に関する改善の推進
- ② 国に対する政策提言及び障害福祉に関する情報の収集
- ③ 政策提言に向けての関係団体との連携・協力
- ④ 災害時の支援体制の構築に向けた取り組みの実施

3. 広報・啓発活動

- ① 各種情報の収集・提供の推進
- ② 広報・機関紙「愛護ニュース」の発行、「協会だより」のメール配信
- ③ 協会ホームページの充実
- ④ 協会活動方針及び政策活動の会員への広報
- ⑤ 全国小・中学生障がい福祉ふれあい作文コンクールの実施

4. 調査研究

- ① 全国知的障害児者施設・事業実態調査
- ② 施設・事業種別実態調査
- ③ その他各種調査・研究

5. 研修・指導

- ① 全国知的障害関係施設長等会議の開催
- ② 全国知的障害福祉関係職員研究大会の準備
- ③ 部会協議会の開催
- ④ 全国支援スタッフ代表者会議の開催
- ⑤ 各地区会実施の施設長会議及び職員研究大会等への助成
- ⑥ 施設・事業種別関係研修会の開催
- ⑦ 研究指導誌『さぼーと』の発行

6. 施設・事業所職員養成事業

- ① 「社会福祉士養成所（通信課程）」の運営
- ② 「知的障害援助専門員養成通信教育事業」の実施
- ③ 「知的障害福祉士認定事業」の実施
- ④ 「知的障害を理解するための基礎講座」の実施
- ⑤ 「リスクマネジャー養成研修」の実施
- ⑥ オンライン動画の配信による職員研修の実施
- ⑦ その他施設・事業所職員に対する養成事業の企画・実施

7. 図書・資料の刊行等

- ① 全国知的障害福祉関係施設・事業所名簿の作成（オンライン名簿）
- ② 知的障害福祉に関する図書・資料等の出版企画及び刊行
- ③ 各種調査・研究報告書の発行（オンライン報告書）

8. 表彰事業

- ① 愛護福祉賞の表彰
- ② 日本知的障害者福祉協会会長賞の表彰
- ③ 知的障害者福祉事業功労者（永年勤続者）の表彰

9. 施設・事業所職員福利厚生事業

会員互助会「さぼーと倶楽部」の運営

10. その他必要な事業

- ① 障害者施設総合補償制度の実施
- ② 利用者支援・業務管理システム「福祉協会 ASP」の実施
- ③ 協会求人ポータルサイト「知的障害者支援員おしごと.net」の実施
- ④ その他必要な事業